

～地域に根差した事業承継を支援します～

飛騨市小規模事業承継等促進補助制度

目的

市内の事業者間による円滑な事業承継やM&Aを支援することにより、市の経済基盤の維持及び経済の活性化を図ります。

対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有する法人で、次の条件をすべて満たしている事業者。

- ・先代経営者が市内で5年以上事業を営んでいること。
- ・後継者が65歳以下であること。
- ・過去3年間に企業立地促進条例、起業化促進補助金交付要綱、宿泊施設立地促進補助金交付要綱、中心市街地店舗拡大促進補助金交付要綱、空き店舗等賃貸物件改修事業補助金交付要綱、起業化奨励金交付要綱に基づく補助金等の交付を受けていないこと。
- ・先代経営者、後継者ともに市税等の滞納がないこと。

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率・限度額	申請回数
小規模事業承継 促進補助事業	事業承継に係る次に掲げる費用。 (1) 建物改修費用 (2) 物品の搬出、搬入、処分費用 (3) コンサルティング費用 (4) 登記費用 (5) その他市長が必要と認めるもの	(1) 事業承継（※1） 補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。	同一事業の事業承継につき1回限りとする。
		(2) M&A（※2） 補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。	

※1 中小企業者がその親族又は役員、使用人、従業員、構成員にその事業を引き継ぐ場合。

※2 事業承継に定める者以外の第三者に引き継ぐ場合。

申込み方法

- ・事業着手前（事業経費の事前支払も含む）に、商工課窓口にご相談ください。
- ・申請に際して古川町商工会、神岡商工会議所、飛騨市ビジネスサポートセンター何れかの事業承継等支援証明書が必要となります。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901